

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金 (短期入院協力事業)について

国土交通省 物流・自動車局
保障制度参事官室

昨年度との変更点について

本補助事業をより有効に活用いただくため、申請手続き等について変更しました。
変更内容は以下のとおりです。

	令和 6 年度の取扱い	令和 7 年度の取扱い
申請期間	・ 令和 5 年度以前は、補助対象事業の完了期間ごとに細かく 7 回に分けて申請期限を設定していたところ、令和 6 年度は当初、通年で申請可能としていた。 ・ しかしながら、例年と比較して申請件数が極端に少なかったため、令和 6 年 12 月までに完了した事業については申請期限を 1 月末までとするよう途中で変更した。	申請手続き及び申請書類の修正手続きが年度末に偏ることを回避するため、令和 7 年度は、以下のとおり申請期限を設定することとした。 ① 令和 7 年 12 月 31 日までに完了する事業 → 申請期限：令和 8 年 1 月 20 日 ② 令和 8 年 1 月 31 日までに完了する事業 → 申請期限：令和 8 年 2 月 16 日 ③ 令和 8 年 3 月 31 日までに完了する事業 → 申請期限：令和 8 年 3 月 16 日
補助率	重度後遺障害者を積極的に受け入れていただけるインテンシティブの強化を図るため、重度後遺障害者の使用実績及び使用見込み割合に応じて補助率（1/4、1/2、3/4、定額）が変動する仕組みを導入していた。	重度後遺障害者の短期入院を受け入れるために一般的に使用する医療器具・用具等については定額、それ以外であって、国土交通省が認めるものは、1/2へ変更した。

短期入院協力事業(協力病院)について

概要

介護者の病気・冠婚葬祭や介護休養等の際に、在宅で療養生活を送る自動車事故により重度後遺障害を負われた方が安心して短期入院を利用することができるよう、**平成13年度より、国土交通省において、積極的に短期入院の受入れを行う一般病院を指定する制度、当該指定を受けた協力病院に対し、短期入院の受入体制の整備・強化に係る経費を補助する制度。**

補助対象事業者

国土交通省が「短期入院協力病院」として指定した医療機関（全国に198カ所。R7.4月現在）

※ 入院施設支援費については、令和7年度中に在宅重度後遺障害者の受入実績又は具体的な受入見込みがあること

補助額

入院施設支援費について、重度後遺障害者の受入実績に応じて、短期入院協力病院毎に設定。

利用促進等事務費について、予算の範囲内で補助。

補助対象事業の内容

① 入院施設支援費

補助率

定額, 1/2
(在宅重度後遺障害者の使用割合に対応)

上限額

「短期入院協力病院」ごとに受入実績を踏まえ、400万円～800万円の範囲内で指定

特殊浴槽、介護用車イス、介護用ストレッチャー、介護用リフト、病室内監視カメラ装置、意思伝達装置、褥瘡防止対策用具、痰吸引装置、扇風機、空気清浄機等、主に短期入院する在宅重度後遺障害者に使用する医療器具・用具等の導入に係る経費

② 利用促進等事務費

補助率

定額

上限額

上限設定なし。ただし、全体予算の残額の範囲内に限る。

イ 研修等経費 在宅重度後遺障害者の短期入院に関する治療・看護の知識・技術等の向上を図るための研修等への参加や開催に係る経費

ロ 備品類導入費 在宅重度後遺障害者の短期入院に関する治療・看護の知識・技術等の向上を図るための医学図書等の備品類の導入に係る経費

ハ 広報活動費 短期入院の利用促進等の向上を図るための広報活動に係る経費

ニ 短期入院プラン作成費 短期入院前の在宅家庭訪問（在宅療養生活の実態把握）等の実施による入院計画表の作成等に係る経費

※利用促進等事務費については、令和7年度中の在宅重度後遺障害者の受入実績または具体的な見込みがあることを要件とはしていませんが、指定病院としての広報活動等を行っていただくようお願いいたします。

※ ただし、本補助金の交付状況（全体予算の執行状況）等により、協力病院ごとの上限額等を変更・設定することがある。

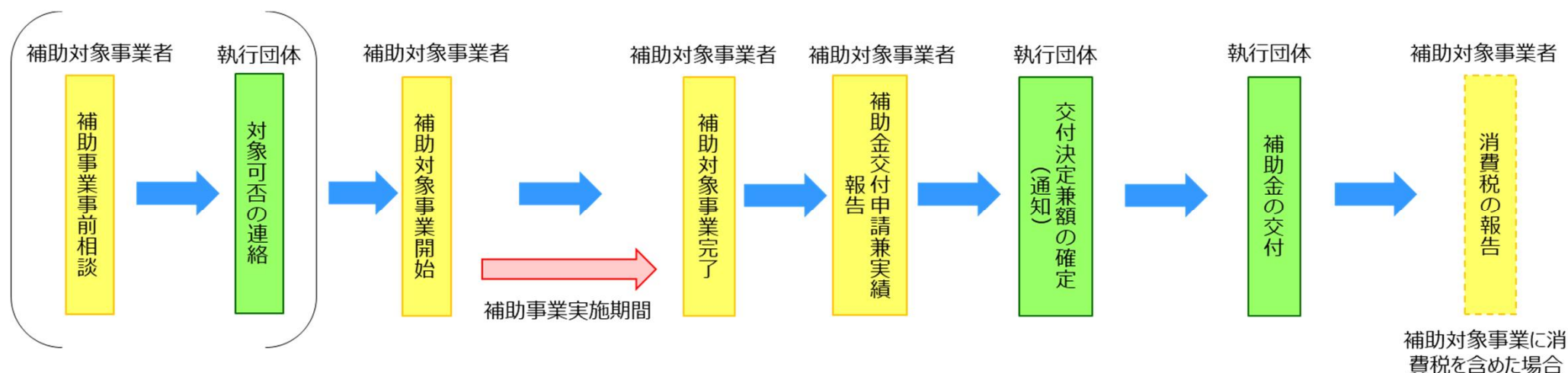
補助金の補助対象期間と申請期限について

補助事業の対象期間と申請期限

補助金交付要綱に基づく「実施した補助対象事業の期間」及び「補助金交付申請書の申請期限」は、以下のとおりとします。なお、補助金の交付状況（全体予算の執行状況）等により、補助金の交付の取り止め（補助金交付の終了）等を行う場合があります。

	補助対象事業	申請期限
第1回	令和7年 4月 から 12月末日 までの間	令和8年1月20日(火)
第2回	令和8年 1月 から 1月末日 までの間	令和8年2月16日(月)
第3回	令和8年 2月 から 3月末日 までの間	令和8年3月16日(月)

補助金の交付までの基本的な流れ



事前相談

入院施設支援費、研修等経費（独立行政法人自動車事故対策機構法 13 条 3 号に規定する施設における研修、施設見学及び講演会等の出席等に伴う旅費及び雑費を除く。）、備品類導入費及び広報活動費については、事業完了後に補助事業が対象外であることが判明するリスクを回避する観点から、事業に着手される前に補助事業の対象となるかどうか、「自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局」まで事前にご相談いただくことを推奨しております。（事前相談）

※なお、事前相談なしでも申請は可能ですが、事前相談をいただいていない場合、実施いただいた事業が補助対象外であった場合、補助金の交付が出来なくなります。

入院施設支援費等における補助率および上限額

1. 補助上限額について

介護料受給者に係る直近の受入実績に応じて補助上限額が変動する仕組みを導入。

具体的には、前々年度下期及び前年度上期受入実績の合計を基礎として、下表の区分のいずれかで最も高い金額を補助上限額とする。

延べ受入人数	延べ受入日数	補助上限額
10人以上	150日以上	800万円
7～9人	100～149日	700万円
4～6人	50～99日	600万円
1～3人	1～49日	500万円
0人	0日	400万円

2. 補助率について

(1) 重度後遺障害者の短期入院を受け入れるために一般的に使用する医療器具・用具等であって、次の表に掲げるものは、定額

(2) (1)に該当しない医療器具・用具等のうち重度後遺障害者の短期入院を受け入れるために使用するものであって、国土交通省が認めるものは、1/2

○補助率が定額となる医療器具・用具等

特殊浴槽	移乗・体位交換補助器具	特殊尿器
車椅子	移動用リフト	医用テレメーター
介護用椅子	監視カメラ	姿勢保持訓練器具
介護用ベッド	意思伝達装置	パルスオキシメーター
床ずれ予防対策用具	痰吸引装置	各種リハビリ機器

入院施設支援費の対象となる医療器具・用具等①

入院施設支援費の対象となる医療器具・用具等(その1)

「入院施設支援費」については、在宅重度後遺障害者が安心・安全に短期入院することができるよう、在宅重度後遺障害者及びその家族等のニーズに適した入院施設の充実等を図るために、医療器具・用具等の導入に係る経費に対して支援するもの。補助対象となる主な医療器具・用具等の例は、以下のとおり。

【特殊浴槽】

利用者の症状（状態）に応じて、浴槽が自動で上下するなどにより、清潔の維持や肉体的・精神的なリラクゼーションを与えるための入浴が可能となる特殊浴槽一式（写真は一例）



（特殊浴槽）



（入浴サポートストレッチャー）

【特殊浴槽 価格：300～410万円】

【ストレッチャー 価格：80～130万円】

【フルクライニング車イス】

頭から足先までを支え、ベッド等への移乗時にはリクライニングすることで、利用者の肉体的な負担を軽減することが可能となる車イス（写真は一例）



【価格：20～40万円】

【監視カメラ装置】

特に看護師等の人員配置が手薄となる夜間において、24時間入所者の状況変化等を把握・見守ることが可能となる居室内監視カメラ装置一式（写真は一例）



【価格：50～130万円】

【災害用発電器】

地震や大雨などの災害時に十分な電源を確保することができる発電器



【価格：5～20万円】

【褥瘡(床ずれ)予防対策用具】

寝たきりの状態は、自らの体重の集中する部位の骨と寝具に挟まれた皮膚組織が圧迫され、血の流れが悪くなり、皮膚やその下にある組織が壊死する外傷（褥瘡）を引き起こすため、自動的に圧力変化や体位変換を行う用具（写真は一例）



（マットレス）



（ピロー）

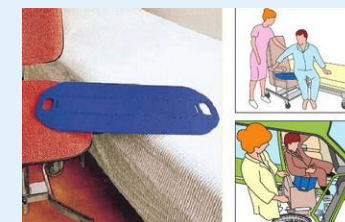
【価格（マットレス）：10～15万円】

【移乗・体位交換補助用具】

入所者の移乗（ストレッチャーや車イスからベッド等）やベッド上での体位交換を安全かつ円滑に行うための補助用具（写真は一例）



（ロールボード）



（スライディングボード）

【価格：2～15万円】

入院施設支援費の対象となる医療器具・用具等②

入院施設支援費の対象となる医療器具・用具等(その2)

【意思伝達装置等】

発音・発語だけでなく、運動障害が重度な状態にある入所者が手や足のわずかな動き、瞬き、舌の動きなどでスイッチを操作し自分の意思を具体的に伝える装置（写真は一例）

○意思伝達装置



【価格：15～80万円】

○入力装置（スイッチ）



（まばたきセンサースイッチ）



（プレススイッチ）

【価格：1～5万円】

【痰（たん）吸引装置】

自力で痰（たん）を排泄できない入所者は、呼吸困難や抵抗力の低下による肺炎などの感染症を引き起こすため、気道内・気管内にある分泌物等を強制的に吸引して排泄させる装置（写真は一例）



【価格：10～15万円】

【医用テレメーター】

複数の入所者の心電図、心拍数、呼吸数、体温、血圧等の生体情報を持続的かつ同時に監視することができる装置であり、無線式では離れた場所（事務室等）で監視することが可能（写真は一例）



【価格：200～250万円】

【姿勢保持訓練器具】

自力で姿勢を保つことができない入所者に対して、座位や立位を保持することで関節可動域制限の予防・改善、筋力増強、循環改善や五感への刺激を目的として使用する器具（写真は一例）



（チルトテーブル）



（足関節訓練起立板）



（座ろうくん）



（トリートメントテーブル）

【価格（チルトテーブル）：110～280万円】

【（座ろうくん）：8～10万円】

【パルスオキシメーター】

測定部分を指先や耳などにつけて、侵襲せずに脈拍数や経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）等を測定する装置（写真は一例）



【価格：10～15万円】

入院施設支援費の対象となる医療器具・用具等③

入院施設支援費の対象となる医療器具・用具等(その3)

「入院施設支援費」については、在宅重度後遺障害者及びその家族等のニーズに適したリハビリテーションの充実等を図るために、リハビリ機器の導入に係る経費に対して支援するもの。補助対象となる主なリハビリ機器の例は、以下のとおり。

【電気刺激装置】

脳からの運動指令によって生じる筋肉の活動を電気信号として読み取り、弱まった運動指令を補うように麻痺のある筋肉に電気刺激を与える装置一式（写真は一例）



【価格：63万円】

【能動型展伸・屈伸回転運動装置】

利用者の症状（状態）に応じて、歩行状態の判断や改善策の検討をサポートすることで、療法士の業務負担を軽減しながら利用者により効率的な歩行練習が可能となる装置（写真は一例）



【価格：2,650万円】

【生体信号反応式運動機能改善装置】

下肢に障がいがある方々や、脚力が弱くなった方々を対象に、機器を装着して身体機能を改善・拡張・補助し、利用者の意思を感知し状態に合わせて、立ち上がり・歩行などのサポートを行なう装置（写真は一例）



【価格：555万円】

【能動型上肢用他動運動訓練装置】

脳血管疾患、整形疾患などによる上肢運動機能に障害がある方を対象に、電気・振動刺激を併用しながら、上肢（肩・肘）の運動をサポートする装置（写真は一例）



【価格：約900万円】



【価格：約400万円】



【価格：約300万円】

利用促進等事務費の具体的内容①

①研修等経費（療護センターの研修等の参加等に係る経費）

事業内容

独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）が設置・運営している療護センターにおける研修や施設見学、講演会等の出席に伴う旅費及び雑費、協力病院が主催する講演会等の実施に伴う講師派遣への謝金及び旅費、会議費等に係る経費。

ただし、補助対象事業者が所有する自家用車以外の自家用車使用に伴う旅費及び雑費については補助対象外。

なお、補助対象経費における旅費等の積算にあたっては、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」等の規定に準ずること。

以下の研修等以外については、当該研修等への参加や開催が補助対象となるかどうか、事前にご相談ください。

【事前相談対象外の研修等】

- ・ 独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）が設置・運営している療護センターにおける研修

②備品類導入費（医学図書等の備品類の導入に係る経費）

事業内容

入院施設支援費（医療器具・用具等）以外の備品類であって、重度後遺障害者の短期入院に関する医学的知見や看護技術等の向上を図るために 必要な医学図書、テキスト、DVD（ソフト）等の備品類の導入に係る経費。

ただし、事務用品、事務機械類（パソコン、大型計算機、コピー機、ファクシミリ等）及び事務用什器類（事務机、書架、大型金庫等）は除く。

※医学図書類以外の備品類の導入については、入院施設支援費（医療器具・用具等）のように補助金の交付に関する要件を特段付していませんが、当該備品類の導入が補助対象となるかどうかなどについて事前にご相談ください。

③広報活動費（短期入院協力事業等の広報活動に係る経費）

事業内容

在宅重度後遺障害者及びその家族を中心に、本制度概要、協力病院の概要（病床数、診療科名、看護体制、リハビリ体制等）、短期入院した際に受けられるサービス内容、短期入院の申し込み方法等、協力病院における短期入院の利用促進等の向上に資する広報活動に係る経費。

ただし、新聞・雑誌等への広告掲載において、制度概要等が詳細に掲載（周知）されないものは除く。

【広報活動の具体例】

- ①協力病院における短期入院に関するパンフレット・冊子・チラシ・Webページ等の作成及び配布
- ②協力病院担当者が在宅重度後遺障害者の自宅や関係機関等に直接訪問して行う周知活動 等

利用促進等事務費の具体的内容②

④短期入院プラン作成費（短期入院前の自宅訪問（在宅療養生活の実態把握）等に係る経費）

事業内容

在宅重度後遺障害者及びその家族が安心して協力病院における短期入院が利用できるよう、協力病院担当者による短期入院する前までの期間において、きめ細やかな事前調整（コーディネート）等に係る経費。

具体的には以下の2項目（①及び②）をいずれも実施したことによる経費とし、以下の2項目を実施したものの、結果的に協力病院の短期入院の受け入れまで至らなかった場合であっても補助対象とする。

【補助対象となる2項目】

①協力病院担当者（医師、看護師、MSW等）が、短期入院を希望した在宅重度後遺障害者の病状、在宅療養生活の現状、在宅重度後遺障害者やそのご家族における短期入院期間中に受きたいサービス内容等を把握するため、短期入院前に在宅家庭訪問を実施したことに係る経費

②在宅重度後遺障害者の現状把握等に基づき、短期入院した場合に協力病院において実施する予定のサービス内容等を記載した「短期入院の入院計画表（短期入院プラン）」の作成（交付）に係る経費

短期入院プラン作成費の考え方

例）医師1名、看護師1名、MSW1名が重度後遺障害者のご自宅を訪問し、短期入院プランを作成した場合

医師：49,680円（医師の積算単価）×1名＝49,680円

看護師等：22,941円（看護師等の積算単価）×1名＝22,941円

MSW：17,154円（MSW等の積算単価）×1名＝17,154円

（※参考：令和5年度積算単価表）

一名当たりの交通費（実費）：【例】500円（在宅家庭一か所あたり）×3名＝1,500円

（※複数回、在宅家庭を訪問した場合であっても交通費の積算は1回とします。）

プラン作成費：2,000円（プラン1件当たり）×1件＝2,000円

補助対象経費（合計）：93,275円

(1) 短期入院協力事業実施要領及び実施手順書の整備

各地域における協力病院とナスバの連携を強化することを目的とし、

- ・短期入院協力事業実施要領（モデル案）
- ・実施手順書（モデル案）

を作成しております。

モデル案を踏まえ、各協力病院で実施要領及び実施手順書を整備いただき、事業の円滑な実施を進めていただきますよう、お願いいたします。

また、昨年度新規指定をお受けになりました協力病院につきましては、指定通知受領後速やかにご提出をお願いいたします。

(2) ナスバへの「短期入院連絡票」の提出

令和7年度の受入実績の報告についても、引き続き実施手順書の別添様式「短期入院連絡票」を各病院所在地を管轄するナスバ支所へ提出いただくことになります。短期入院を受け入れるごとに、忘れずにナスバへ「短期入院連絡票」のご提出をお願いします。

なお、令和8年度以降の補助金においても、各協力病院からナスバへ提出された短期入院連絡票及び受入実績報告による受入実績に基づき、本補助制度における予算額を踏まえ、協力病院ごとに入院施設支援費の上限を設定する予定です。

(3) ナスバの訪問支援について

ナスバでは、介護料受給資格者や介護者に対する精神的支援の充実を図るため、ナスバ職員が介護料受給資格者宅を直接訪問し、日頃の介護に関する相談や各種情報の提供を行っております（訪問支援）。

また、短期入院の利用を促進するため、あらかじめ協力病院の詳細情報を入手し、訪問支援時に介護料受給資格者や介護者に対して協力病院の概要等を説明するなどの積極的な案内を行うこととしております。

そのため、今後、貴院の地域を管轄するナスバ主管支所又は支所におきまして、介護料受給資格者や介護者に貴院を紹介するために必要な情報をお伺いすることがありますので、ご理解の上、ご協力をお願いいたします。